

# 大勲位菊花大綬章及副章製式ノ件

明治十年十二月二十五日  
太政官達第九十七号

改正 大正一〇年 四月二六日勅令第一四六号  
昭和二年 五月一九日同 第六五号  
平成一四年 八月二二日政令第二七七号  
官院省使府県

明治九年中欽定ノ大勲位菊花大綬章及副章製式別冊ノ通ニ候事  
右相達候事  
(別冊)

| 綬           | 章                      | 大勲位菊花大綬章                     | 副章 |
|-------------|------------------------|------------------------------|----|
| 紅<br>紫<br>織 | 金日章<br>菊花菊葉ノ形ヲ以<br>テ飾ル | 金銀日章<br>二重光線及菊花<br>菊葉ノ形ヲ以テ飾ル | 章  |
| 無<br>綬      |                        |                              |    |

附 則 (昭和二年五月一九日勅令第六五号)

① 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

② 従前ノ略綬ハ当分ノ内仍之ヲ佩用スルコトヲ得

附 則 (平成一四年八月二二日政令第二七七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年五月一日から施行し、改正後の規定

は、平成十五年十一月三日以後の日付をもって授与される勲章から適用する。

(経過措置)

2 この政令による改正前の規定により授与された勲章及び平成十五年十一月二日以前の日付をもって授与される勲章については、改正前の規定は、なおその効力を有する。